

川崎市役所新本庁舎基本・実施設計業務委託
公募型プロポーザル説明書

平成 28 年 6 月

1 件名 川崎市役所新本庁舎基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル

2 目的

本庁舎及び第2庁舎は、災害対策活動の中核拠点に必要とされる耐震性能を満たしておらず、特に本庁舎はさまざまな構造上の制約から、耐震補強工事の実施が困難であるため、大規模地震で倒壊する危険性があるなど、多大なリスクを抱えています。

また、床面積の不足などから、本庁機能が分庁舎や周辺の民間ビルに分散しており、サービスの低下や執行体制の非効率化が生じているだけでなく、多額の賃借料負担も生じています。

このことから、本庁舎等の抜本的な耐震対策手法などについて整理し、平成26年3月に「川崎市本庁舎・第2庁舎耐震対策基本構想」を策定して、現庁舎の敷地で建て替えることを決定し、平成28年1月に新庁舎の基本目標や施設配置計画など、新たな本庁舎の設計に向けた基本的な考え方を取りまとめて、「川崎市本庁舎等建替基本計画」を策定しました。

これらの計画に基づき、平成28年度から基本・実施設計を行います。

新本庁舎は、高さ100mを超える超高層建築物であるだけでなく、災害対策機能や議会機能など、特殊な機能を備えた建築物であるとともに、現庁舎の外観の一部復元や、低層部に交流空間を創出することなど、設計上の高度な技術力、創造力及び問題解決能力等を有する設計者が必要であることから、公募型プロポーザル方式による設計者選定(以下「プロポーザル」という。)を行います。

3 事務局

担 当 部 署	川崎市総務企画局本庁舎等建替準備室
所 在	〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4(川崎市役所第3庁舎13F)
電 話 番 号	044 - 200 - 0281(直通)
F A X	044 - 200 - 2110
E - m a i l	17tatekae@city.kawasaki.jp

4 プロポーザル説明書等の配布

(1) 配布資料

- ア 川崎市役所新本庁舎基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル説明書
- イ 川崎市役所新本庁舎基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル評価基準
- ウ 様式1～12
- エ 川崎市役所新本庁舎基本・実施設計業務委託特記仕様書(参考)

オ 川崎市本庁舎等建替基本計画

※ オの資料は次のホームページからダウンロード

<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000073338.html>

カ 川崎市本庁舎等建替基本計画検討委員会資料

キ 川崎市本庁舎等建替基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果

※ カ及びキの資料は次のホームページからダウンロード

<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000060281.html>

ク 川崎市本庁舎・第2庁舎耐震対策基本構想

※ クの資料は次のホームページからダウンロード

<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000059192.html>

ケ 川崎市本庁舎・第2庁舎耐震対策基本構想検討委員会資料

コ 川崎市本庁舎・第2庁舎耐震対策基本構想(案)に関するパブリックコメントの結果

※ ケ及びコの資料は次のホームページからダウンロード

<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000050090.html>

サ 川崎市役所本庁舎、第2庁舎及び周辺道路の測量図

シ 川崎市役所本庁舎改築地質調査業務委託報告書

ス 平成27年度川崎市役所本庁舎等建替に係る記録調査業務

セ 新本庁舎建設と併せて施工する既存本庁舎残存部分解体工事図面(参考)

ソ 既存地下連絡通路図面

タ 京浜急行大師線連続立体交差事業資料(参考)

チ 川崎市本庁舎等建替基本計画に掲載している施設配置計画イメージ図(モデルスタディ)のバックデータ

※ サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの資料について、必要とする者は3に掲げる事務局の電子メールアドレス宛てに、必要である旨を電子メールで送信してください。事務局から、着信を確認した旨と資料の受け渡し方法について電子メールにて返送します。

なお、各資料は、本プロポーザル以外の目的で使用・公開したり、第三者に譲渡することは禁止します。

スの資料は、平成27年度に実施した記録調査業務の資料であり、平成28年度に隠ぺい部等の詳細な記録調査を実施する予定となっています。

タの資料は、都市計画事業認可に関する資料となりますが、平成28年3月28日に都市計画事業認可の変更(神奈川県告示第148号)がなされたことにより、京急川崎駅から川崎大師駅手前までの事業区間が、事業認可区間から除外されています。

(2) 配布期間

平成28年6月1日(水)から

(3) 配布方法

川崎市総務企画局本庁舎等建替準備室ホームページからダウンロード

<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000077290.html>

5 事業計画の概要

(1) 施設名称 川崎市役所本庁舎

(2) 計画地 川崎市川崎区宮本町1番地 ほか

(3) 区域面積 開発区域面積 約 7,825 m²
(本庁舎敷地面積 約 6,131 m²
第2庁舎跡地広場面積 約 1,385 m²
道路整備面積 約 309 m²(歩行者専用道路化を予定))

(4) 施設概要

機能		主な諸室等	面積(m ²)
行政機能	事務機能	事務室、共用会議室 各局会議室、倉庫・書庫	29,600
	災害対策機能	災害対策本部室・同事務局室 宿直用施設	
	市長関連機能	市長室・副市長室、特別会議室	
	報道・広報関連機能	記者クラブ、記者会見室	
	市民利用機能	情報プラザ 展望・傍聴ロビー、共用会議室	
その他機能	多機能トイレ、授乳室 サーバー室		
議会機能	議場、議会諸室	3,000	
その他		カフェ等	200
		共用部分	23,900
		駐車場(約160台)	7,200
		合計	63,900

※ 詳細は、川崎市本庁舎等建替基本計画(以下「基本計画」という。)を御確認ください。なお、面積は概算であり、確定した内容ではありません。特に事務室及び共用部分については、必要な機能、環境を満たした上で面積を削減できる余地があるようであれば、コストダウンの可能性も含めて検討するものとします。

(5) 概算工事費 約 400 億円(本庁舎敷地内の解体工事を含む。消費税等相当額を含む。)

(6) 実施予定工程 既存本庁舎解体 平成 28 年度から平成 29 年度まで(1 階床より上部のみ。)

基本・実施設計 平成 28 年度から平成 30 年度まで

建設工事 平成 31 年度から平成 34 年度まで(既存本庁舎の 1 階床より下残存部分解体工事を含む。)

広場・道路整備工事 平成 35 年度から平成 36 年度まで

※ 新本庁舎は、平成 34 年度の施設供用開始を目指す。

6 選定方針

本プロポーザルの審査は、二段階審査方式で行います。

第一次審査は、「参加意向申出書(様式 1)」の提出者(以下「応募者」という。)からの実績資料等により評価し、原則として、上位 5 者を「技術提案書(様式 10)」及び「業務実施方針(様式 11)」を求める者(以下「提案者」という。)として選定します。

第二次審査は、提案者を対象として、「技術提案書(様式 10)」、「業務実施方針(様式 11)」及びヒアリングにより評価し、本設計業務に適した最優秀者を特定します。

7 プロポーザルに関するスケジュール

(1) プロポーザル説明書の配布	平成 28 年 6 月 1 日(水)から
(2) 第一次審査に関する質問の受付	平成 28 年 6 月 1 日(水)から 平成 28 年 6 月 7 日(火)まで(必着)
(3) 現本庁舎見学会参加申込書の提出	平成 28 年 6 月 1 日(水)から 平成 28 年 6 月 7 日(火)まで(必着)
(4) 現本庁舎見学会	平成 28 年 6 月 16 日(木)、 平成 28 年 6 月 17 日(金)
(5) 第一次審査に関する質問書に対する回答期日	平成 28 年 6 月 14 日(火)
(6) 第一次審査書類(参加意向申出書等)の提出	平成 28 年 6 月 1 日(水)から 平成 28 年 6 月 20 日(月)まで(必着)
(7) 第一次審査	平成 28 年 6 月 21 日(火)から 平成 28 年 6 月 30 日(木)まで
(8) 第一次審査結果の通知	平成 28 年 7 月 1 日(金)発送
(9) 第二次審査に関する質問の受付	平成 28 年 6 月 1 日(水)から 平成 28 年 6 月 20 日(月)まで(必着)
(10) 第二次審査に関する質問書に対する回答期日	平成 28 年 7 月 1 日(金)
(11) 第二次審査書類(技術提案提出書等)の提出	(8)の通知を受け取った日から 平成 28 年 8 月 17 日(水)まで(必着)
(12) 第二次審査及びヒアリング	平成 28 年 9 月中旬頃

(13) 第二次審査結果発表及び通知	平成 28 年 9 月下旬頃から 平成 28 年 10 月上旬頃まで
--------------------	---------------------------------------

8 参加資格要件

(1) 応募者の資格要件

応募者は、第一次審査書類の提出時において次に掲げる条件を全て満たしている単体企業とします。

ア 地方自治法施行令(昭和二十二年五月三日政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

イ 川崎市契約規則(昭和39年4月1日規則第28号)第2条の規定に該当しない者であること。

ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

エ 建築士法(昭和二十五年五月二十四日法律第二百二号)第二十三条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 建築士法第二十六条第2項の規定による一級建築士事務所の閉鎖命令を受けていない者であること。

カ 川崎市平成 27・28 年度業務委託有資格業者名簿において、次の業種及び種目のいずれにも登録されていること。

(ア) 業種 10「建築設計」の種目 01「意匠設計」及び 02「構造設計」

(イ) 業種 11「設備設計」の種目 01「電気設備設計」及び 02「空調・衛生設備設計」

※上記の川崎市平成 27・28 年度業務委託有資格業者名簿に登録されていない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は、川崎市財政局資産管理部契約課に所定の様式を持参の上、資格審査申請を平成 28 年 6 月 20 日(月)までに行ってください。競争入札参加資格審査申請についての問い合わせ先は下記のとおりです。

担当部署 川崎市財政局資産管理部契約課

所 在 川崎市川崎区宮本町 6 番地(明治安田生命川崎ビル 13F)

電話番号 044-200-2097

キ 過去 15 年以内に、延べ面積 20,000 m²以上の事務所等建築物(二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、事務所等の用途に供する部分の床面積が 20,000 m²以上のものに限る。)に係る新築、増築、改築の基本・実施設計に関する業務実績を有し、かつ、高さが 100m を超える超高層建築物(延べ面積の過半の用途が事務所等であるものに限る。)に係る新築、増築、改築の基本・実施設計に関する業務実績を有すること(設計共同体の構成員として行った設計実績については、代表者として行ったものに限る。)

なお、いずれも日本国内の建築物の業務に限ることとし、第一次審査書類提出期限日に完了しているものを業務実績とします。

※ 本説明書における事務所等とは、平成 21 年国土交通省告示第十五号別添二に掲げる建築物の類型第 4 号の用途をいう。ただし、同告示別添二に掲げる建築物の類型第 4 号建築物の用途等第 2 類にある庁舎については、官公庁の事務を処理するために使用する建築物をいい、刑務所その他の収容施設を除くものとする。

また、超高層建築物とは、特に定めのない場合は、建築基準法(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一十号)第二十条第 1 項第一号の建築物をいう。

(2) 管理技術者及び主任技術者の資格要件

応募者は、本プロポーザルに参加するにあたり、下記の資格要件を満たす管理技術者及び主任技術者(以下「配置予定技術者」という。)を定めてください。

ア 管理技術者

(ア) 設計業務全般の管理及び統括を行う者として、管理技術者を 1 名配置すること。

(イ) 一級建築士の資格を有していること。

(ウ) 主任技術者を兼任しないこと。

(エ) 過去 15 年以内に、延べ面積 10,000 m²以上の事務所等建築物(二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、事務所等の用途に供する部分の床面積が 10,000 m²以上のものに限る。)に係る新築、増築、改築の基本・実施設計に関する業務実績を有し、かつ、高さが 60m を超える超高層建築物(延べ面積の過半の用途が事務所等であるものに限る。)に係る基本・実施設計に関する業務実績を有すること。

なお、いずれも日本国内の建築物の業務に限ることとし、第一次審査書類提出期限日に完了しているものを業務実績とします。

イ 主任技術者

(ア) 意匠、構造、電気設備、機械設備の担当業務分野ごとの主要な設計業務を行う者として、各 1 名を配置すること。

(イ) 他の分担業務分野の主任技術者を兼任しないこと。

(ウ) 主任技術者(意匠担当)は、過去 15 年以内に、延べ面積 10,000 m²以上の事務所等建築物(二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、事務所等の用途に供する部分の床面積が 10,000 m²以上のものに限る。)に係る新築、増築、改築の基本・実施設計に関する業務実績を有し、かつ、高さが 60m を超える超高層建築物(延べ面積の過半の用途が事務所等であるものに限る。)に係る新築、増築、改築の基本・実施設計に関する業務実績を有すること。

なお、いずれも日本国内の建築物の業務に限ることとし、第一次審査書類提出期限日に完了しているものを業務実績とします。

(エ) 主任技術者(構造担当)は、過去 15 年以内に、高さが 100m を超える超高層建築物(延べ面積の過半の用途が事務所等であるものに限る。)に係る新築、増築、改

築の基本・実施設計に関する業務実績を有すること。

なお、日本国内の建築物の業務に限ることとし、第一次審査書類提出期限日に完了しているものを業務実績とします。

(オ) 主任技術者(電気設備担当及び機械設備担当)は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。

(カ) 主任技術者(意匠担当)は、通常の打合せや連絡調整等の業務だけでなく、急を要する照会・確認事項や連絡調整等にも迅速に対応可能な者を配置すること。

(3) 協力者を配置することが可能な担当業務分野及び協力事務所の資格要件

応募者は、8(2)イ(ア)にあたる主任技術者について、応募者以外の事務所に所属する協力者を配置することができます。ただし、主任技術者(意匠担当)については、協力者を配置することはできません。

協力者の所属する事務所は、8(1)ア、イ、ウ、エ及びオに掲げる条件を満たすものとします。

また、協力者の所属する事務所は、本プロポーザルの応募者となることができません。

(4) デザイン監修者

本業務においては、低層部における内・外部の空間デザインや超高層部の外観デザインなど、質の高い意匠が求められることから、デザイン監修者を選任することができます。

デザイン監修者の所属する事務所は、8(1)ア、イ及びウに掲げる条件を満たすものとします。

デザイン監修者は、応募者以外の事務所に所属する者でも可能とします。

9 第一次審査に関する質問及び回答

第一次審査に関する質問については、4(3)に掲げるホームページからダウンロードした「質問書(様式2)」に記入の上、電子メールの添付ファイル(Microsoft Word2013形式)として、3に掲げる事務局の電子メールアドレス宛てに送信してください。また、事務局から着信を確認した旨を電子メールにて返送するので、それにより着信を確認してください。

(1) 受付期間

7(2)に掲げる期間において質問の受付を行います。また、受付期間最終日の午後5時までには、電子メールの着信が確認されたものを有効とします。

(2) 回答の掲載

提出された質問及び回答は、7(5)に掲げる期日までに、4(3)に掲げるホームページにて掲載します。なお、再質問は受け付けません。

10 第一次審査書類の作成方法

(1) 「事務所の実績等(様式3)」について

ア 第一次審査書類提出時における、過去15年以内の大規模な事務所等建築物に係る新築、増築、改築の基本・実施設計実績について、業務名、発注者、受注形態、構造規模及び議場を含む自治体本庁舎であるかどうか等を記載してください。なお、設計実績は、最大3件まで記載することができますが、1件以上は延べ面積20,000㎡以上(二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、事務所等の用途に供する部分の床面積が20,000㎡以上のものとする。)の設計実績となるようにしてください。

日本国内での業務、かつ、第一次審査書類提出期限日に完了しているものを設計実績とします。

イ 第一次審査書類提出時における、過去15年以内の高さが60mを超える超高層建築物(延べ面積の過半の用途が事務所等であるものに限る。)の新築、増築、改築の基本・実施設計実績について、業務名、発注者、受注形態、構造規模及び建物高さ等を記載してください。なお、設計実績は、最大3件まで記載することができますが、1件以上は高さが100mを超える超高層建築物(延べ面積の過半の用途が事務所等であるものに限る。)の設計実績となるようにしてください。

日本国内での業務、かつ、第一次審査書類提出期限日に完了しているものを設計実績とします。

ウ 第一次審査書類提出時における、過去15年以内の保存・復元建築物と事務所等建築物を意匠上1棟のデザインとした建築物の新築、増築、改築の基本・実施設計実績について、業務名、発注者、受注形態、構造規模及び保存・復元した部分の床面積等を記載してください。設計実績は、最大3件まで記載することができます。当該設計実績を有しない場合は、無記載のまま提出してください。

日本国内での業務、かつ、第一次審査書類提出期限日に完了しているものを設計実績とします。

エ ア、イ及びウの設計実績の記載にあたっては、対象物件を重複して記載することを可能とします。

オ 第一次審査書類提出時における、保有資格別の技術者数を記載してください。

(2) 「管理技術者の実績等(様式4)」について

ア 氏名、生年月日、平成28年4月1日現在の年齢、所属する部署及び役職、実務経験年数、保有資格(一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士に限る。)に関する事項を記載してください。

イ 第一次審査書類提出時における、過去15年以内の延べ面積10,000㎡以上の事務所等建築物(二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、事務所等の用途に供する部分の床面積が10,000㎡以上のものに限る。)に係る新築、増築、改築の基本・実施設計実績1件について、業務名、発注者、受注形態、構造規模及び議場を含む自治体本庁舎であるかどうか等を記載してください。

なお、日本国内での業務、かつ、第一次審査書類提出期限日に完了しているものを設計実績とします。

ウ 第一次審査書類提出時における、過去 15 年以内の高さが 60m を超える超高層建築物(延べ面積の過半の用途が事務所等であるものに限る。)の新築、増築、改築の基本・実施設計実績 1 件について、業務名、発注者、構造規模及び建物高さを記載してください。

なお、日本国内での業務、かつ、第一次審査書類提出期限日に完了しているものを設計実績とします。

エ イ及びウの設計実績の記載にあたっては、対象物件を重複して記載することを可能とします。

(3) 「主任技術者の実績等(様式 5、6)」について

ア 担当業務分野、氏名、生年月日、平成 28 年 4 月 1 日現在の年齢、所属する部署及び役職、本設計業務で携わる分野に関連する保有資格及び実務経験年数を記載してください。

保有資格について、意匠担当及び構造担当については一級建築士、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士に限ります。電気設備担当及び機械設備担当については設備設計一級建築士又は建築設備士に限ります。

イ 第一次審査書類提出時における、過去 15 年以内の延べ面積 10,000 m²以上の事務所等建築物(二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、事務所等の用途に供する部分の床面積が 10,000 m²以上のものに限る。)に係る新築、増築、改築の設計実績 1 件について、業務名、発注者、構造規模及び議場を含む自治体本庁舎であるかどうかを記載してください。

意匠担当は当該設計実績を必須とし、その他の担当は当該設計実績を有する場合のみ記載し、当該設計実績を有しない場合は、無記載のまま提出してください。

なお、日本国内での業務、かつ、第一次審査書類提出期限日に完了しているものを設計実績とします。

ウ 第一次審査書類提出時において、過去 15 年以内の高さが 60m を超える超高層建築物(延べ面積の過半の用途が事務所等であるものに限る。)の新築、増築、改築の基本・実施設計実績について、業務名、発注者、受注形態、構造規模及び建物高さを記載してください。

意匠担当は必須とし、設計実績を 1 件記載してください。

構造担当は必須とし、高さが 100m を超える超高層建築物の設計実績としてください。設計実績は最大 2 件まで記載することができますが、最低 1 件は記載してください。

その他の担当は、当該設計実績を有する場合のみ設計実績を 1 件記載し、当該設計実績を有しない場合は、無記載のまま提出してください。

なお、日本国内での業務、かつ、第一次審査書類提出期限日に完了しているものを設計実績とします。

エ イ及びウの設計実績の記載にあたっては、対象物件を重複して記載することを可能とします。

(4) 「協力者及び協力者の所属する事務所の名称等(様式7)」について

ア 協力者を配置する場合は、協力者の所属する事務所名、代表者名、協力者名、事務所所在地、協力者を配置する具体的理由及び担当業務分野を記載してください。

イ 協力者を配置しない場合は、提出は不要です。

(5) 「デザイン監修者の名称等(様式8)」について

ア デザイン監修者を選定する場合は、デザイン監修者の所属する事務所名、代表者名、監修者名、事務所所在地及びデザイン監修者の業務の具体的内容を記載してください。

イ デザイン監修者を選定しない場合は、提出は不要です。

11 第一次審査書類の提出方法

応募者は、次の書類を第一次審査書類として、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出し、併せて、電子メールの添付ファイル(PDFデータ)として、3に掲げる事務局の電子メールアドレス宛てにも送信してください。事務局が審査書類を受領した旨を、事務局から応募者へ連絡します。

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
参加意向申出書 (様式1)	1部
事務所の実績等 (様式3)	1部
管理技術者の実績等 (様式4)	1部
主任技術者の実績等 (様式5、6)	意匠、構造、電気設備、機械設備ごとに各1部
協力者及び協力者の所属する事務所の名称等 (様式7)	協力者を配置する場合のみ1部提出
デザイン監修者の名称等 (様式8)	デザイン監修者を加える場合のみ1部提出

(2) 提出先

3に掲げる事務局

(3) 受付期間

7(6)に掲げる期間とします。なお、持参又は郵送による提出、電子メールによる送

信のいずれも、受付期間最終日の午後5時までに、3に掲げる事務局が受領したものを有効とします。

12 第一次審査及び結果の通知

(1) 第一次審査

事務局において、第一次審査書類をもとに応募者の評価を行い、原則として、上位5者を提案者として選定します。

(2) 結果の通知

審査結果の通知を全ての応募者に対し、書面で7(8)に掲げる日に発送します。

ただし、事務手続の進捗状況等により、7(8)に掲げる日より前に発送する場合があります。

(3) その他

(2)の通知により、提案者に選定されなかった旨の通知を受けた者は、書面(書式自由)により、その理由に対する説明を求めることができます。ただし、説明を求める期間は、通知を受け取った日から起算して7日以内とします。

13 現本庁舎見学会

本プロポーザルへの参加を検討している者は、7(4)に掲げる期間に、現本庁舎を見学することができます。

(1) 参加申込

見学会へ参加を希望する者は、4(3)に掲げるホームページからダウンロードした「現本庁舎見学会参加申込書(様式12)」に記入の上、電子メールの添付ファイル(Microsoft Word2013形式)として、平成28年6月1日(水)から平成28年6月7日(火)正午までに、3に掲げる事務局の電子メールアドレス宛てに送信してください。また、事務局から着信を確認した旨を電子メールにて返送するので、それにより着信を確認してください。

(2) 集合場所及び集合時間

集合場所は、川崎市役所本庁舎正面玄関前とします。

集合時間は、7(4)に掲げる期間内で指定するものとし、3に掲げる事務局から参加申込のあった全ての者へ、電子メールで連絡します。

(3) 注意事項等

ア 3に掲げる事務局の案内する場所のみを見学できるものであり、見学当日、本庁舎を自由に回遊できるものではありません。

イ 見学時間は、1時間程度を予定しています。

ウ 見学中に、個別の質問は受け付けません。

エ 災害その他不慮の事態等により、中止又は日時変更等となる場合は、3に掲げる事

務局から、参加申込のあった者の連絡担当者宛てに電話連絡します。
オ 見学会への参加により、本プロポーザルへの参加が義務付けられるものではありません。

14 第二次審査に関する質問の受付

第二次審査に関する質問については、4(3)に掲げるホームページからダウンロードした「質問書(様式2)」に記入の上、電子メールの添付ファイル(Microsoft Word2013形式)として、3に掲げる事務局の電子メールアドレス宛てに送信してください。また、事務局から着信を確認した旨を電子メールにて返送するので、それにより着信を確認してください。

(1) 受付期間

7(9)に掲げる期間において質問の受付を行います。また、受付期間最終日の午後5時までには、電子メールの着信が確認されたものを有効とします。

(2) 回答の掲載

提出された質問及び回答は、7(10)に掲げる期日までに、4(3)に掲げるホームページにて掲載します。なお、再質問は受け付けません。

15 第二次審査における提案課題

第二次審査における提案課題は次のとおりです。

課題1：庁舎の安全性及び災害時の業務継続性の確保について

- ・最新の知見に基づいた、効果的な耐震技術の導入による構造計画の考え方
- ・災害時の業務継続性の確保に向けた建築・設備計画及びエネルギー計画についての考え方
- ・災害対策活動の中核拠点としての機能の考え方
- ・イニシャルコスト及びライフサイクルコストに配慮した構造計画の考え方

それぞれについて、具体的に提案してください。

また、技術提案書は、「川崎市本庁舎等建替基本計画」を踏まえて作成してください。

課題2：機能的かつ効率的な執務空間について

- ・執務空間の快適性を確保しつつ、将来の行政運営やICT化の進歩等を見据えた柔軟かつ効率的な執務空間計画の考え方
- ・イニシャルコスト及びランニングコストに配慮した執務空間計画の考え方

それぞれについて、具体的に提案してください。

また、技術提案書は、「川崎市本庁舎等建替基本計画」を踏まえて作成してください。

課題3：デザインについて

- ・国産木材や緑を効果的に活用した質の高い低層部のデザインの考え方
- ・まちのにぎわいを創出する低層部、アトリウム、ピロティー、広場の空間づくりの考え方
- ・低層棟の新築復元の考え方
- ・遠景からの視認性に配慮した中高層部のデザインの考え方
- ・イニシャルコスト及びランニングコストに配慮したデザインの考え方

それぞれについて、具体的に提案してください。

また、技術提案書は、「川崎市本庁舎等建替基本計画」を踏まえて作成してください。

課題4：環境配慮について

- ・温室効果ガス等の排出の削減に配慮した設計手法についての考え方
- ・イニシャルコスト及びライフサイクルコストに配慮した環境技術の導入の考え方

それぞれについて、具体的に提案してください。

また、技術提案書は、「川崎市本庁舎等建替基本計画」を踏まえて作成してください。

課題5：発注者との合意形成のプロセスを含む作業スケジュール管理の考え方について

- ・構造計画、執務空間、デザイン、環境配慮等の検討の過程における、イニシャルコスト及びランニングコストを含めた複数案比較の考え方及び、発注者との合意形成のプロセスについて
- ・発注者との合意形成のプロセスを含む作業スケジュール管理の考え方について

それぞれについて、具体的に提案してください。

16 第二次審査書類の作成方法

(1) 「技術提案書(様式10)」について

ア 課題1、課題2、課題3、課題4及び課題5に対する提案を「技術提案書(様式10)」(A3よこ)に記載してください。

イ 本事業計画は川崎市役所本庁舎を整備するものであり、具体的な実現性を吟味する必要があるため、全体計画が敷地との関係で十分にわかるような文章及び最小限の基本計画イメージ図、あるいは簡潔なスケッチを用いて、自由に記載してください。

提案を行うにあたっては、次の内容にも注意してください。

(ア) 新築復元する低層棟を南側に配置し、北側に超高層棟を配置してアトリウムで連結することは必須となりますが、アトリウムの大きさや形状、超高層棟のピロティ

部の大きさや形状、超高層棟ピロティとアトリウムとの接続方法などは、基本計画に示されている施設配置計画イメージ図と異なっても構いません。

ただし、新築復元する低層棟の復元範囲については、施設配置計画イメージ図に示している範囲と同程度の範囲とし、地下階は復元しないこととします。また、既存本庁舎の1階床レベルはGL+1.5m程度となっていますが、新築復元をするにあたっては、1階部分については、バリアフリーの観点から1階床レベルが外構レベルと同じになるよう階高等を調整することとし、2階以上については、既存本庁舎のGLからの床レベルを保持することとします。

(イ) 5(4)に示した面積は概算であり、確定した内容ではありません。特に事務室及び共用部分については、必要な環境、機能を満たした上で面積を削減できる余地があるようであれば、コストダウンの可能性も含めて検討できるものとします。

基本計画の「機能別整備方針」に記載されている個々の諸室の面積や機能等については、基本計画の内容が必須となります。なお、事務室の面積の8.34㎡/人については絶対条件ではなく、フロアレイアウトの工夫により必要な環境、機能を満たした上で面積を削減できる余地があるようであれば、コストダウンの可能性も含めて検討できるものとします。

(ウ) 議会機能を最上部の3フロアに集約し、最上階に議場及び展望・傍聴ロビーを配置するとともに、議会機能フロアへのエレベーター動線を他のフロアへのエレベーター動線から分離することは必須となりますが、コアの配置は、施設配置計画イメージ図で採用している両端コアは必須ではなく、センターコア等も可能です。

ただし、どのようなコアプランであっても、地上階においては、施設配置計画イメージ図に示されているように、エントランスホールとは別に議会機能フロアにアクセスするための議会専用エントランスを設けることが必須となります。

(エ) 本庁舎敷地と第2庁舎敷地を分断している道路(砂子4号線の南側区間)を歩行者専用道路とした場合、道路構造令(昭和四十五年十月二十九日政令第三百二十号)における普通自動車が行き交う場合の回転半径を確保するため、本庁舎敷地東側の道路(砂子4号線の北側区間)の一部を拡幅(2m程度)する可能性があることから、施設配置等を検討する場合は、道路拡幅に伴う本庁舎敷地の減少に配慮することとします。

ウ 技術提案以外の内容を記載しないでください。

エ 枚数は、各課題につき1枚とします。

(2) 「業務実施方針(様式11)」について

ア 業務の取組体制、設計チームの特徴、主要な設計業務を行い、かつ、発注者との打合せや連絡調整等を主に行う者(主任技術者等)の手持ち業務状況を「業務実施方針(様式11)」(A4たて)に記載してください。

イ 取組体制及び設計チームの特徴については、意匠、構造、電気設備、機械設備につ

いての過去の実績や本業務内容を踏まえるなどして、体制や特徴を具体的に記載してください。また、専門分野(インテリア、音響、照明デザイン、展示空間、ランドスケープデザイン、サイン等のグラフィックデザイン等)がある場合は、これについても記載してください。

ウ 主要な設計業務を行い、かつ、発注者との打合せや連絡調整等を主に行う者(主任技術者等)の手持ち業務状況として、その業務名、規模、役割及び履行期間を記載してください。

エ 枚数は1枚とします。

(3) 書類作成に当たっては、共通で次の項目に留意してください。

ア 特定の者と判断できる事務所名、作品名、写真、記号等を記載しないでください。

イ 文章の文字サイズは、注記等を除き原則として10.0ポイント以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。図の注釈等は、8.0ポイント以上としてください。

ウ 多色刷りは可とします。

エ 提案書の文字は「横書き」としてください。

17 第二次審査書類の提出方法

提案者は、次の書類を第二次審査書類として、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出し、併せて、電子メールの添付ファイル(PDFデータ)として、3に掲げる事務局の電子メールアドレス宛てにも送信してください。

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
技術提案提出書 (様式9)	1部
技術提案書 (様式10)	15部
業務実施方針 (様式11)	15部

(2) 提出先

3に掲げる事務局

(3) 受付期間

7(11)に掲げる期間とします。なお、持参又は郵送による提出、電子メールによる送信のいずれも、受付期間最終日の午後5時までには、3に掲げる事務局が受領したものを有効とします。

18 プロポーザル選定委員

第二次審査は、次の選定委員(敬称略)により組織されたプロポーザル選定委員会が行います。

	氏名	分野	役職等
委員長	大西 隆	都市計画	豊橋技術科学大学 学長
副委員長	目黒 公郎	都市防災工学	東京大学生産技術研究所 教授 都市基盤安全工学国際研究センター長
副委員長	有賀 隆	都市デザイン	早稲田大学理工学術院 大学院創造理工学研究科建築学専攻 教授
委員	木下 庸子	建築設計	工学院大学建築学部建築デザイン学科 教授
委員	武田 良知	市職員	川崎市総務企画局総務部長

19 第二次審査及び結果の通知

(1) 第二次審査

「技術提案書(様式10)」及び「業務実施方針(様式11)」の提案内容、提案者へのヒアリングの結果をもとに評価を行い、本設計業務に適した最優秀者を特定します。

(2) ヒアリングの実施

ア ヒアリングの日時、場所及び留意事項等は別途通知します。

イ ヒアリングへの出席者は、管理技術者及び主任技術者(意匠担当)のほか1名までとします。

ウ ヒアリングにおいて、「技術提案書(様式10)」及び「業務実施方針(様式11)」の説明及びプロポーザル選定委員からの質疑応答を行います。

エ 使用する説明資料は「技術提案書(様式10)」及び「業務実施方針(様式11)」のみとし、新たに説明資料を追加することはできません。

(3) 結果の通知

審査結果の通知を全ての提案者に対し、書面で7(13)に掲げる日に発送します。

また、最優秀者及び次順位の提案者については、後日、4(3)に掲げるホームページに掲載します。

(4) その他

(3)の通知により、最優秀者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、書面(書式自由)により、その理由に対する説明を求めることができます。ただし、説明を求める期間は、通知を受け取った日から起算して7日以内とします。

20 設計業務委託契約

最優秀者と契約金額等について協議し、協議が成立した場合は、当該業務に係る随意契約を締結します。

- (1) 業務名称
川崎市役所新本庁舎基本・実施設計業務委託
- (2) 業務内容
川崎市役所新本庁舎についての基本・実施設計業務及び設計に関する検討業務等
- (3) 履行場所
川崎市川崎区宮本町1番地 ほか
- (4) 履行期間
契約締結日から平成31年3月29日(金)まで
- (5) 業務上限額
480,350,520円(消費税等相当額を含む。)
- (6) 「管理技術者の実績等(様式4)」及び「主任技術者の実績等(様式5、6)」に記載された配置予定技術者、「デザイン監修者の名称等(様式8)」に記載のデザイン監修者は、特別の理由があると認められた場合を除き、変更することはできません。
- (7) 契約保証金
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。
- (8) 前払金
要とします。ただし、金額については、市の指定する金額とします。
- (9) 契約書の作成
要とします。

21 失格条項

応募者及び提案者が、次の条項のいずれかに該当する場合は、失格になります。

- (1) 本書に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 本書に指定する審査書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (3) 本書に指定する審査書類の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (4) 審査書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (5) 審査書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザル方式による設計者選定に関して、選定委員会との接触があった者
- (8) 本書に定める手続以外の手法により、プロポーザル選定委員又は担当部局関係者に本プロポーザルに対する援助を求めた場合
- (9) 応募者が複数の応募をした場合
- (10) 第二次審査のヒアリング時に、新たな説明資料を追加した場合
- (11) 第二次審査のヒアリングに出席しなかった者

22 工事受注資格の喪失

20(1)の設計業務を受注した建築設計業者(再委託先の建築設計業者を含む。以下同様)及び当該設計業務を受注した建築設計業者と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本設計業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができません。

23 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルにおける書類等の作成、提出及びヒアリングに要する費用は、応募者及び提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類等に虚偽の記載をした場合(PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。)には、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うことがあります。
- (3) 提出期限後における提出書類の差替え及び修正は認めません。
- (4) 本プロポーザルにおいて提出された書類は返却しません。また、川崎市は、この書類を保存、記録し、公表する権利を有するものとし、使用料等は無償とします。
- (5) 13 に掲げる現本庁舎見学会以外に、独自に現地調査を行う場合は、近隣住民及び施設利用者等に迷惑がかからないよう十分配慮してください。
- (6) メールにて送信する添付ファイルの容量は8MBまでとし、8MBを超える場合は、複数に分割して送信するか、LZH形式にて8MB以下に圧縮してから添付し送信してください。
- (7) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本国通貨とします。
- (8) 本プロポーザルによる設計者選定は、受託者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (9) 川崎市は、特定された提案者と、後日、当該業務委託の契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (10) 参加意向申出書の提出後から契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとし、最優秀者が、参加資格を失った場合には、次順位の提案者と契約手続を行います。

24 Summary

- (1) Nature of the services required :
The basic design and execution design of the new Kawasaki City Hall Building
- (2) Deadline for application:
5:00 P.M. June, 20, 2016
- (3) Deadline for submission:

5:00 P.M. August, 17, 2016

(4) Contact point for the notice :

City Office Buildings Reconstruction Preparation Office

General Affairs and Planning Bureau

KAWASAKI CITY OFFICE

5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0005, JAPAN

Tel 044-200-0281